

入会金・年会費について

年会費は
毎年納入が
必要です。

入会金 **10,000円**
(課税対象外)

+

年会費 **12,000円**
(課税対象外)



※CFP®認定者は新規登録時に登録料として5,000円(課税対象外)、また、年会費とは別にCFP®資格の認知普及等の費用に充当するCFP®会費として、毎年8,000円(課税対象外)の納入が必要です。
※入会金免除・年会費半額になる「学生割引制度」を設けています(詳細は日本FP協会ホームページ参照)。

年会費の使いみち

会員の方からお預かりした年会費等は、会員サポートのほか、NPO法人として、生活者へ向けた活動や学校教育の取り組みとして、また全国の会員を通じて日本国内にパーソナルファイナンス教育(金融経済教育)を普及する等、さまざまな活動の支えとなっています。

会員をサポート

国際CFP®組織に
おける活動

AFP資格、CFP®資格の
ブランディング広報活動

AFP認定者、CFP®認定者の
実務能力向上支援

会報『FPジャーナル』の制作と
20万人超の会員への送付

会員ホームページ
『Myページ』の運営

FPフェア、研修会等
継続教育提供

生活者向け活動や学校教育

全国の支部で
無料セミナー・相談会

無料電話相談

官公庁・自治体と連携した
金融教育活動

学校等への
パーソナルファイナンス教育
(講師の無料派遣)

金融経済教育用冊子の
制作・活用

小学生「夢をかなえる」
作文コンクール

会員の義務(会員規程第3条)

- ① 会員は、定款第8条の規定による会員規程第4条の入会金並びに会費等を納入しなければならない。
- ② 会員は、会員規程のほか、法令、定款、会員倫理規程及び理事会の定めるその他の規程・細則等を順守しなければならない。
- ③ 会員は、住所等登録内容に変更が生じた場合は、すみやかに協会へ届け出なければならない。
(『Myページ』からの変更、会員フリーコールへのご連絡等)
なお、本項に基づく届出の遅滞、不備又は懈怠による会員の損害について、協会は責任を負わないものとする。
- ④ 前項に違反した場合、又は、会員の責に帰すべき事由により協会において会員の所在が不明になった場合は、協会は会員に通知することなく、会員に対する協会が発行する会報等その他会員向けに発行される資料・物品等(以下「会員向け資料等」という。)の発行を停止することができるものとし、また、その後

にかかる事由が解消された場合であっても、当該会員は協会に対して、協会が特に認めた場合を除き、当該停止期間中に発行された会員向け資料等の発行を要求することはできないものとする。

- ⑤ 会員が、会員規程のほか、法令、定款、会員倫理規程及びその他の規程・細則等に違反した場合には、協会は当該会員に対し、別途定める懲戒規程に基づく処分とは別に指導を行うことができるものとする。

会員の資格の喪失(定款第9条)

- ① 退会届の提出をしたとき。
- ② 本人が死亡し、また、法人賛助会員である団体が消滅したとき。
- ③ 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、1年以上納入しないとき。
- ④ 除名されたとき。